

川崎市地球温暖化防止活動推進センター指定団体募集要項

1 業務件名

地球温暖化対策の推進に関する法律第 38 条の規定に基づく地域地球温暖化防止活動推進センターの募集

2 募集の目的

川崎市では、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を着実に推進していくため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）第 38 条の規定に基づき、「地域地球温暖化防止活動推進センター」として、平成 22 年 12 月から市内の民間団体を川崎市地球温暖化防止活動推進センター（以下「川崎市センター」という。）に指定しております。このたび、令和 8 年 4 月に川崎市センターの指定更新の時期を迎えることから、川崎市センターとして指定を希望する団体を広く募集するものです。

3 川崎市センターの役割

川崎市センターは、自ら地球温暖化防止活動を実施するほか、地球温暖化防止活動の中間支援拠点として、地域の様々な活動団体（各区協議会、市民活動団体、地元企業等）、地球温暖化防止活動推進員との連携・交流等を活性化する事業を非営利活動団体の特性を活かすとともに、公共性を十分に理解し、実施する役割が求められます。

4 応募対象

応募できる団体は、地球温暖化の防止に寄与する活動の推進を図ることを目的とする一般社団法人もしくは一般財団法人または特定非営利活動促進法第 2 条の特定非営利活動法人（応募時に法人格を有している団体）であって、「7 川崎市センターで行う事業」を適正かつ確実に行うことができ、以下の要件を満たす団体とします。

- ・川崎市内に主たる事務所を有すること
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと
- ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと
- ・特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう）にある者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対する活動を行う団体でないこと
- ・地球温暖化防止に係る活動実績があること

5 指定期間

川崎市センターの指定期間は、3 年間とします（令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで）。令和 11 年 4 月 1 日からの指定団体は再度公募予定です。

6 川崎市センター指定までの主なスケジュール

項目	日程
募集の告示	令和7年10月16日（木）
募集要項の公表	令和7年10月16日（木） ～令和7年11月5日（水）
参加意向申出書の受付	令和7年10月16日（木） ～令和7年11月5日（水）
現地説明会参加申込締切	令和7年10月23日（木）
現地説明会	令和7年10月27日（月）
募集要項等に関する質問の受付	令和7年10月16日（木） ～令和7年11月5日（水）
募集要項等に関する質問への回答	令和7年11月7日（金）
参加資格を有した団体の応募書類の受付	令和7年10月16日（木） ～令和7年11月14日（金）
川崎市地球温暖化防止活動推進センター 選定委員会による審査	令和7年11月27日（木） ※プレゼンテーション・ヒアリング
川崎市地球温暖化防止活動推進センター 指定通知	令和8年1月予定
協定書の締結	令和8年2月予定
川崎市地球温暖化防止活動推進センター 業務の開始	令和8年4月1日（水）

※ このスケジュールは、選定の進捗状況等により変更となる場合があります。

7 川崎市センターで行う事業

法第38条第2項に基づき、次の事業を行っていただきます。

- (1) 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減、地球温暖化が生活、社会、経済又は自然環境に及ぼす影響への適応等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- (2) 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
- (3) 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
- (4) 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
- (5) 国の地球温暖化対策計画、及び、川崎市地球温暖化対策推進計画の達成のために国及び川崎市が行う施策に必要な協力をする事。
- (6) 上記(1)～(5)の事業に附帯する事業

ただし、次の事業については行うことができません。

- (1) 政治的中立性を損なうおそれのあるもの
- (2) 宗教的中立性を損なうおそれのあるもの
- (3) その他、市の行政の運営に関する一般方針に反するもの

8 川崎市センターの活動経費

川崎市センターの活動経費は、別紙1「事業計画書作成上の留意事項」に記載されている「1 川崎市センターで行う事業」の(1)については市からの委託費、(2)については補助金等、(3)については指定を受けた団体でまかなうこととなります。

9 参加意向申出書の提出等

(1) 参加意向申出書

参加を希望する団体は、参加意向申出書（様式1）を提出してください。

参加意向申出書（様式1）については、次のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000181151.html>

ア 提出期限：令和7年11月5日（水） 正午 まで

（受付時間：午前9時～午後5時 閉庁日及び正午～午後1時を除く）

イ 提出場所：川崎市環境局脱炭素戦略推進室（川崎市役所本庁舎21階）

住所 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-3871

ウ 提出方法：持参

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出した者には、随時、応募資格の有無について、参加意向申出書に記載されているメールアドレス宛てに電子メールを送付いたします。

(3) 辞退届

参加資格確認結果通知書交付後に、参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出してください。

10 参加資格を有した団体の応募書類の提出

(1) 提出期間

令和7年10月16日（木）から11月14日（金）正午まで

(2) 提出書類

ア 「地球温暖化防止活動推進センター指定申請書」（様式4）及び添付書類

- （添付書類）
- ・定款又は寄付行為
 - ・登記事項証明書
 - ・役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - ・収支計算書（直近の1年分）

・貸借対照表（直近の１年分）

・財産目録

イ 活動実績書（様式５）

ウ 事業計画書（様式６－１、様式６－２及び事業説明資料）

川崎市センターとして指定を受けた場合、令和８年度、令和９年度、令和１０年度の３か年のうちに実施したいと考える事業について、事業概要、実施体制、事業費等を事業計画書として、様式６－１及び様式６－２に記載してください。また、個別事業について補足資料が必要な場合は、様式６－２に添えて提出してください。（様式は自由としますが、Ａ４サイズに統一してください。）

なお、事業計画書の作成にあたっては、別紙１「事業計画書作成上の留意事項」を参考にしてください。

エ 確認書（様式７）

オ その他川崎市長が必要と認める書類

※様式１～８については、次のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000181151.html>

（３）現地説明会の開催

現地説明会を令和７年１０月２７日（月）に開催いたします。御希望される場合は、現地説明会参加申込書（様式２）を下記の連絡先に令和７年１０月２３日（木）までにメールにてお願いいたします。令和７年１０月２４日（金）に説明会の時間等について担当より御連絡いたします。

なお、都合が合わない場合は、別途調整します。

連絡先：川崎市環境局脱炭素戦略推進室 E-mail 30dtanso@city.kawasaki.jp

説明会場：高津市民館 １１階 ＣＣかわさき交流コーナー

（川崎市高津区溝口 １-４-１ ノクティ ２ １１階）

（４）申請書類の提出部数

各２部（正本１部、正本の写し１部）

＊ 申請書類の受付後、正本の写し１部は申請団体に返却いたします。

（５）申請書類の提出方法及び提出先・問合せ先

申請書類は、川崎市環境局脱炭素戦略推進室まで直接持参してください。

なお、申請書類の受付時間は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとさせていただきます。

提出先及び問合せ先は次のとおりです。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町１番地

川崎市環境局脱炭素戦略推進室（川崎市役所本庁舎 ２１階）

電話 044 (200) 3871 FAX 044 (200) 3921

E-mail 30dtanso@city.kawasaki.jp

(6) 提出書類の取扱について

- ・ 提出書類の作成及び提出等にかかる費用は、申請団体が負担するものとします。
- ・ 提出書類は、川崎市センターの指定団体を選定する以外の目的で使用しません。
- ・ 提出書類は、公平性・透明性の観点から、「川崎市情報公開条例」等に基づき公開することがあります。
- ・ 書類提出後、必要な場合は補足資料の提出を求めることがあります。
- ・ 虚偽の記載をした場合、提出書類は無効とします。また、団体指定後に虚偽記載が判明した場合、指定を取り消すことがあります。
- ・ 提出書類は返却しません。

11 指定団体の選定について

(1) 選定方針

学識経験者等により構成する選定委員会において、川崎市センターとしての適格性や事業の実施能力等について、提出書類に基づき評価・審査し、センターとして適切な団体を選定します。選定委員会の選定結果を参考に、市長が指定団体を決定します。

なお、選定委員会では、事業計画についてのプレゼンテーション及び提出書類等に関するヒアリングを行いますので、団体代表者又は担当者の出席をお願いします。選定委員会（令和7年11月27日）の時間等詳細については、応募団体宛て連絡いたします。

(2) 選定基準

選定委員会において、選定委員が評価項目ごとに5段階評価を行い、評価項目ごとに割り振られた配点に、評価段階ごとに設定した加点割合をかけて、点数化します。100点満点中、60点以上を獲得した団体が選定対象となり、60点以上の団体が複数ある場合は、より高い得点を獲得した団体を指定予定団体として選定します。

（参考）5段階評価における加点割合

評価段階	評価基準	加点割合
5	評価基準を満たし、かつ特に優れている（高度な能力を有している）	100%
4	評価基準を満たし、かつ優れている（十分な能力を有している）	80%
3	評価基準を満たしている（一応の能力を有している）	60%
2	評価基準を満たしていないが、改善可能である（多少能力が乏しい）	40%
1	評価基準を満たしておらず、かつ改善も期待できない（能力が乏しい）	20%

採点例： 配点10点の項目について、「4」の評価を受けた場合、
 $10 \text{ 点} \times 80\% = 8 \text{ 点}$

(3) 評価項目及び配点

評価項目		評価内容	配点
(1) 事業実施体制・能力			40
	ア) 事業を遂行するための人材	市の委託事業等センター業務を安定して行う人的能力があるか	10
	イ) 事業を遂行するための組織力	理事会等の運営組織があるか	5
		運営実態があるか	5
	ウ) 事業を遂行するための財務能力	センター業務を安定して行う財務能力があるか	10
	エ) 情報発信力	IT 等を活用した情報発信を行う能力があるか	10
(2) 活動実績			20
	ア) 温暖化対策に関連した活動実績	地球温暖化対策に関連した活動実績があるか	10
	イ) 地域ネットワークを活かした活動実績	地域ネットワークを活かした活動実績があるか	10
(3) 地球温暖化対策に関する熱意		主体性をもって市内の温暖化防止活動をリードしていく意思があるか	10
(4) 事業計画について			30
	ア) 企画の妥当性	センターに期待される役割を理解し、事業計画に反映されているか	10
	イ) 企画の実施	提案された事業の具体性・実現可能性が見込めるか	10
	ウ) 広報企画力	市民・事業者に訴求力のある普及啓発・広報企画が盛り込まれているか	5
	エ) 協働の視点	行政、県センター、市民活動団体等と連携していく意思があるか	5
			100

(4) 選定結果等

- ・選定結果については、書面にて通知します。
- ・公平性、透明性を図るため、選定結果及び審査内容の概要については川崎市の管理するホーム

ページ上で公表します。

12 指定後の責務

(1) 事業計画書等の提出

川崎市センターは、法施行規則第9条の規定に基づき、毎年度の事業開始前に、事業計画書及び収支予算書を川崎市長に提出するとともに、毎年度終了後速やかに、事業報告書及び収支決算書を川崎市長に提出していただきます。ただし、初年度の事業計画書及び収支予算書については、団体指定後、市と協議を行った後提出していただきます。

(2) 運営会議の設置及び運営

川崎市センターは、川崎市センターに係る事業について、関係各所との連絡調整を行うとともに、当該年度にかかる事業の計画・成果等についての検証を行うため、本市や川崎市地球温暖化防止活動推進員をはじめ、協働の取組を推進する各主体が参加する運営会議を設置し、会議の開催運営等の事務局業務を行っていただきます。

13 質問書について

- (1) 質問は、質問書（様式3）により提出ください。電子メールで受付けますが、受信を確認するため、川崎市環境局脱炭素戦略推進室へ電話でお知らせください。
- (2) 質問書の受付は令和7年10月16日（木）から11月5日（水）正午までとします。
- (3) 質問書への回答は、参加資格を有した団体すべてに、電子メールにて回答します。（個別回答は行いません。）

14 協定書の締結

指定団体は、3年間の指定を受けるにあたっての基本的事項を定めた「基本協定書」及び年度毎に「年度協定書」を市と協議の上、締結していただきます。なお、協定書に定める主な事項は次のとおりです。

- ・高津市民館内のCCかわさき交流コーナーの運営・管理に関する基本的事項
- ・事業計画に関する事項
- ・市との連絡調整、情報共有にあたっての基本的事項
- ・指定解除要件等に関する基本的事項

事業計画書作成上の留意事項

1 川崎市センターで行う事業

川崎市センターの指定団体は、法第 38 条第 2 項に規定する事業を行うにあたって、以下の事業を考慮した上で事業計画書を作成してください。

(1) 市で委託を予定する事業

川崎市では、多様な主体の協働による地球温暖化対策の取組を推進するための事業として、川崎市センターに対して次のような事業の委託を予定しています。なお、市からの委託事業の詳細については、指定団体と別途調整させていただくことになります。

ア 「ＣＣかわさき交流コーナー」を活用した普及啓発、相談対応等に係る業務

高津市民館内（川崎市高津区溝口 1-4-1 ノクティ 2 11 階）のＣＣかわさき交流コーナーを活用した普及啓発等の実施、民生分野の地球温暖化防止の実践検討、地球温暖化対策に関する相談・問い合わせ等、利用者が利用しやすい適切な体制での窓口運営 など

なお、開館日は、5 日／週程度、開館時間は、6 時間／日以上とし、提案内容をもとに協議により決定します。

※「ＣＣかわさき交流コーナー」使用にあたっては、別紙 2 の条件を遵守していただきます。

イ 脱炭素社会の実現に向けた普及啓発に係る業務

地域における脱炭素イベントの実施（一般向け）、小学生向け普及啓発ツールの作成・活用事業の実施（小学生向け） など。

ウ 川崎市地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の活動支援等に係る業務

川崎市地球温暖化防止活動推進員を対象とした研修の実施、交流の場の提供、活動状況の把握及びデータベースの作成、推進員の募集広報 など

エ 地球温暖化防止活動ネットワーク連携強化に係る業務

ＣＣ川崎エコ会議の運営支援など

※「地球温暖化防止活動推進員」とは、法第 37 条第 2 項及び、「川崎市地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱」の規定に基づき、次のことを行う者をいいます。

- (1) 日常生活において、地球温暖化防止に関する実践活動を自ら行うこと
- (2) 地球温暖化防止に関する自主的な普及啓発活動を行うこと
- (3) 行政及び川崎市地球温暖化防止活動推進センターとの連携・協働による地球温暖化防止に関する活動を行うこと
- (4) 市内の関係団体が行う地球温暖化防止に関する活動について、協力を求められた場合は、できる限り協力すること

(2) 環境省関係事業

環境省では、センターが地域の人材を活用して、CO2 削減を行う事業等に対する支援をしており、指定団体が自ら申請し、認められた場合に、環境省からの補助金等を活用して、事業を実施することができます。

事業等の支援を受けるために必要な手続き等詳細については、環境省の受付窓口である関東地方環境事務所や環境省から事業委託を受けている全国地球温暖化防止活動推進センターとの調整が必要となります。

※令和 7 度環境省補助事業の例「地域における地球温暖化防止活動促進事業」

地球温暖化防止活動推進員の支援、市民に向けた温暖化防止の普及啓発、地域で温暖化防止活動を行っている団体、市民活動団体、事業者、学校、行政などの連携の強化を行います。

(3) 自主事業

上記の事業以外に、自主財源により、川崎市センターとして地球温暖化防止に寄与する独自の事業を企画・実施できます。

2 必要な事業予算の設定

事業計画書の作成にあたっては、法第 38 条第 2 項に規定する事業区分を踏まえ、次の事業予算を目安として事業企画を考えてください。

なお、事業予算の目安として提示した金額は、指定後の予算額を示すものではなく、センターとしての適格性（申請団体の企画能力等）を判断するため、便宜上設定したものです。

川崎市センターに期待される事業	事業予算の目安 (事業計画策定上の上限設定)
1 市委託事業	1,500 万円程度
2 環境省関係事業（地域における地球温暖化防止活動促進事業）	600 万円程度
3 自主事業	定めなし

＊事業予算の目安は、1 事業年度の予算額として設定しています。

＊事業予算には、郵送料金、会場費、印刷費等の経費も積算することとします。

使用条件

- 1 市民館で開催する事業、イベント等の利用に供すること。
- 2 市民館利用者の一般利用に供すること。
- 3 主催事業等で椅子、机及びパネル等のレイアウトを変更する場合、市民館と協議すること。
- 4 交流コーナーの開設時間は、市民館の開館日及び利用時間内とすること。
- 5 市民館利用者への市民サービス（案内・連絡等）に十分に努めること。
- 6 交流コーナーに付帯する電気の使用に必要な経費を負担すること。
- 7 交流コーナー内で使用する備品等の管理については、指定団体で責任を持つこと。
- 8 電気使用料及びごみ処分費は、次の区分により納入すること。

4月1日から	6月30日までの分	7月31日まで
7月1日から	9月30日までの分	10月31日まで
10月1日から	12月31日までの分	1月31日まで
1月1日から	3月31日までの分	4月30日まで
- 9 その他、この条件に定めのないことなどについては、その都度、施設管理者の指示に従うこと。

参 考

・「地球温暖化対策の推進に関する法律」(抜粋)

(地域地球温暖化防止活動推進センター)

第 38 条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ 1 を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

(2) 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

(3) 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

(4) 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

(5) 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。

(6) 前各号の事業に附帯する事業

3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。

4 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第 2 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる事業又は同項第 6 号に掲げる事業（同項第 2 号又は第 3 号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 第 1 項の指定の手續その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。

・「地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則」(抜粋)

(指定の申請)

第 6 条 法第 38 条第 1 項の規定による地域センターの指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事又は指定都市等の長(以下「都道府県知事等」という。)に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所並びに代表者の氏名

(2) 事務所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款又は寄付行為

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

(4) 法第 38 条第 2 項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面

(5) 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

(名称等の変更)

第 7 条 地域センターは、前条第 1 項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

2 地域センターは、前条第 2 項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その変更に係る書類を都道府県知事等に提出しなければならない。

(欠格事由)

第 8 条 地域センターは、法第 38 条第 6 項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して 2 年を経過していない者を同条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 6 号（同項第 2 号又は第 3 号に附帯する事業に係る部分に限る。）の規定による事業に従事させてはならない。

(都道府県知事等への報告等)

第 9 条 地域センターは、毎年度の事業開始前に、事業計画書及び収支予算書を都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、最初の事業年度においては、法第 38 条第 1 項の規定により地域センターとしての指定を受けた日以後遅滞なく提出するものとする。

2 地域センターは、毎年度終了後 3 月以内に、事業報告書及び収支決算書を都道府県知事等に提出しなければならない。

3 都道府県知事及び指定都市等の長は、その指定に係る地域センターの事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、地域センターに対し、その財産の状況又は事業の運営に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

・「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」(抜粋)

(地域地球温暖化防止活動推進センターに対する支援)

第32条 市は、地域地球温暖化防止活動推進センター（法第38条第 1 項の規定に基づき市長が指定する者をいう。）が、事業者及び市民の積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援するものとする。